

# 令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本要領は、武雄市における移住定住に係る戦略的広報宣伝業務を行う事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託

### (2) 業務受託者選定の目的

武雄市の移住定住を推し進め関係人口を創出し、移住定住人口を増加させることで、『西九州のハブ都市』を実現するために、令和5年度に「武雄市移住定住に関する事業計画書（令和5年度～令和9年度）」を策定。令和7年度は、お結び課で移住定住施策を推進していくにあたり婚姻前の世代も意識した広報宣伝を展開しました。

以後、当該事業計画書に基づいた一貫性のある広報宣伝・情報発信を行うことで、武雄ブランドの確立及びシビックプライドの醸成が必要であり、この業務を計画的・効果的に進めるため、高度な企画力や発信力、豊富な実践経験や専門的な知識が必要と判断し、総合的知見からプロポーザル方式により業務受託者を選定するものとする。

### (3) 業務の内容

別紙「令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書」のとおりとする。

### (4) 履行期間

締結の日から令和9年3月31日まで

### (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 6,000,000円

\*上記額は契約時の予定価格を示すものではなく、本件の企画提案の規模を示すものである。

\*提案上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

## 3. 選定委員会の設置

事業者の選定を厳正かつ公平に行うために、学識経験等を有する者及び武雄市職員等で構成する選定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

## 4. 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明時において、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

- (1) 令和7年度及び令和8年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、物品・製造・庁舎維持管理業務委託等に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定

を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたものを除く。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

## 5. 選定スケジュール

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 公募開始（実施要領等の配布）        | 令和8年6月 8日（月）から    |
| 質問書の提出期限（質疑受付）        | 令和8年6月15日（月）12時まで |
| 質問書に対する回答期限（質疑回答）     | 令和8年6月17日（水）      |
| 参加表明書等の提出期限（参加受付）     | 令和8年6月24日（水）12時まで |
| 参加資格確認結果通知及び審査会日程等の通知 | 令和8年6月26日（金）      |
| 企画提案書等の提出期限           | 令和8年7月 7日（火）12時まで |
| 第一次審査（書類審査）           | 令和8年7月10日（金）      |
| 第二次審査（プレゼンテーション）      | 令和8年7月15日（水）      |
| 審査結果の通知               | 令和8年7月下旬          |

## 6. 参加手続き

- (1) 実施要領等の配布

|       |   |
|-------|---|
| 配布開始日 | 令和8年6月8日（月）から   |
| 配布資料  | ①令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）<br>②令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書<br>③武雄市移住定住に関する事業計画書（令和5年度～令和9年度）抜粋<br>④質問書（様式1）<br>⑤公募型プロポーザル参加表明書（様式2）<br>⑥同種業務実績表（様式3）<br>⑦企画提案書かがみ（様式4）<br>⑧辞退届（様式5） |
| 入手方法  | 武雄市公式 Webサイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。   |

- (2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書（様式1）を提出して行うものとする。

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和8年6月8日（月）から令和8年6月15日（月）12時まで  |
| 提出方法 | 電子メールにより、お結び課のメールアドレスまで送付すること。<br>なお、電話による電子メールの受理確認を行っても差し支えない。<br>メールアドレス omusubi@city.takeo.lg.jp<br>電話番号 0954-27-7231 |
| 回答方法 | 質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、参加表明者全員に電子メールにて送付する。<br>なお、質問回答書は、本実施要領の追加または修正として実施要領と同様に取り扱うものとする。                          |

(3) 参加表明書等の受付

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和8年6月8日(月)から令和8年6月24日(水)12時まで   |
| 提出先  | 〒843-8639<br>佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 企画部 お結び課  |
| 提出方法 | 持参又は郵送<br>*郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。   |
| 提出書類 | ・公募型プロポーザル参加表明書(様式2)…1部<br>・同種業務実績表(様式3)…10部 *契約書を添付すること<br>・企業概要(任意様式)…10部<br>*経営方針、事業内容、従業員数等の記載があれば、パンフレットでも可 |

(4) 参加資格確認結果通知

武雄市は、参加資格要件の確認を行い、参加表明書等を提出した者に対し、その結果について「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールにて令和8年6月26日(金)に通知する。

また、結果等については、通知日から起算して7日以内(武雄市の閉庁日を除く。)に書面にてお結び課に説明を求めることができる。

(5) 審査会日程等の通知

参加資格を有するものには、審査会日程等を記載した「プロポーザル参加要請書」を電子メールにて令和8年6月26日(金)に通知する。

また、参加資格者が6者以上の場合は、第一次審査(書類審査)を行う。

なお、第一次審査(書類審査)の結果により第二次審査(プレゼンテーション)に参加できるものは最大5者とする。

(6) 企画提案書等の受付

|      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 令和8年7月7日(火)12時まで   |
| 提出先  | 〒843-8639<br>佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 企画部 お結び課  |
| 提出方法 | 持参又は郵送<br>*郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。   |
| 提出書類 | ・企画提案書かがみ(様式4)…1部 *代表者印を押印すること<br>・企画提案書(任意様式)…10部<br>*「令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書」に記載する内容を反映させた企画提案とすること。<br>*提出書類は、A4サイズ(縦・横は自由。)で作成し、A3サイズの資料を添付する場合は、A4サイズに折り畳んで綴り込むこと。<br>・経費見積書及び見積内訳書(任意様式)…10部 |

(7) 第一次審査（書類審査）及び第一次審査結果の通知

|        |   |
|--------|---|
| 審査日程   | 令和8年7月10日（金）<br>*参加資格者が6者以上の場合のみ開催  |
| 審査方法   | ・提出された企画提案書類に基づき書類審査を行う。<br>・委員会は非公開で行う。  |
| 審査基準   | ① 企画方針・企画内容<br>（企画力、創造力、計画性及び実現可能性、業務の理解度と取組意欲など）<br>② 業務実績及び業務体制<br>③ 業務実施に要する経費 |
| 結果の通知  | 審査後、審査を行った全ての事業者に対して電子メールにて通知する。<br>なお、第二次審査の詳細な時間も併せて通知する。                       |
| 結果等の説明 | 第一次審査参加者は、結果等については、通知日から起算して7日以内（武雄市の閉庁日を除く。）に書面にてお結び課に説明を求めることができる。              |

(8) 第二次審査（プレゼンテーション）及び第二次審査結果の通知

|        |   |
|--------|---|
| 審査日程   | 令和8年7月15日（水）  |
| 審査方法   | ・対面による二次審査（プレゼンテーション）を行う。<br>・提出した企画提案書類に沿った説明を行うこと。<br>・1事業者あたりの所要時間はおおむね30分程度とする。<br>（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）<br>・プレゼンテーションへの参加人数は1事業者当たり3人までとする。 |
| 審査基準   | ① 企画方針・企画内容<br>（企画力、創造力、計画性及び実現可能性、業務の理解度と取組意欲など）<br>② 業務実績及び業務体制<br>③ 業務実施に要する経費   |
| 受託者の選定 | ・委員会において、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。<br>・契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。                             |
| 結果の通知  | 審査後、審査を行った全ての事業者に対して電子メールにて通知する。<br>優先交渉権者は、武雄市公式Webサイト「たけおポータル」で公表する。  |
| 結果等の説明 | 第二次審査参加者は、結果等については、通知日から起算して7日以内（武雄市の閉庁日を除く。）に書面にてお結び課に説明を求めることができる。  |

## 7. 業務請負契約の締結

- (1) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、武雄市との契約関係を生じるものではない。
- (2) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、変更する場合がある。
- (3) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。但し武雄市財務規則第120条の契約保証金の減免に該当するものは、納付を免除する。
- (4) 当該事業に係るプロポーザル審査の結果選定された事業者と、告示、仕様書、説明書 及び参加申

込書等の内容に従い契約に関する協議を行い、協議が整った場合に地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

## 8. 事業の実施状況の検証(モニタリング)

市が示す事業実施状況の検証に関する書類について作成し、市の求めに応じて提出するものとする。事業検証については、市が定期的に行い、その結果に基づき、事業にかかる指摘等を行う。

## 9. 留意事項

次のいずれかに該当する場合は失格若しくは契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に対し、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

## 10. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 書類提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市は、一切の責任を持たない。
- (6) 提出書類は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。  
また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (8) 参加資格者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (9) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。
- (10) 提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。

## 11. 問い合わせ先

武雄市 企画部 お結び課

住所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号：0954-27-7231 Eメール：omusubi@city.takeo.lg.jp